

令和 7 年 7 月 3 1 日招集

7 月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和7年度7月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年7月31日(木) 午後2時30分から午後3時04分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1 番 田村良雄	2 番 若林清廣	3 番 本田敏明
4 番 虎澤栄三	5 番 田中さとみ	6 番 山岸信一
7 番 成田誠一	8 番 佐藤英一	9 番 保科豊秋
10 番 長井範親	11 番 高橋潤一	12 番 塩原信子
13 番 帶瀬和幸	14 番 野澤栄	15 番 平原大悟
16 番 大嶋喜芳	17 番 丸山和秀	18 番 樋口智
19 番 江端美春	20 番 間宮一	21 番 草野伸一
22 番 増井勝	23 番 高橋仁	24 番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1 番 山岸洋子	2 番 阿部和美	3 番 鈴木健二
	5 番 笠原綱生	6 番 白井雅彦
7 番 伊勢亀裕二	8 番 渡辺裕威	9 番 原田秀一
10 番 田澤利英	11 番 武田要一郎	12 番 野澤和吉

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第15号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第17号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第18号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩

南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 金内誠一

7 会議の概要

藤崎管理係長 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度7月定例総会を開会いたします。
14:30	
議 長	本日の欠席者はございません。新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。 【あいさつ】 これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、 10番 長井範親委員、11番 高橋潤一委員に、お願いいたします。 それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について 議案第15号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について 議案第17号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。 事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。

	それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。 議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、秋葉区で2件、南区で9件、西区で4件、西蒲区で7件の計22件です。 次に議案第15号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で2件、西蒲区で1件の計3件です。 次に議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で7件、南区で1件、西区で2件、西蒲区で3件の計15件です。 次に議案第17号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、中央地区で2件、西区で1件の計3件です。 以上、農地法関連議案件数の合計は43件となり、すべての案件が、区部会に付されております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。
北区部会長	北区部会長の山岸でございます。 それではご報告させていただきます。 北区部会の審査案件の2件は、去る7月29日に審査を行いました。 議案第16号農地法第5条許可申請についてです。 議案書12ページをご覧ください。 「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。 転用者は申請地の隣接地に資材置場を持っていますが、敷地を拡張するため申請に至りました。 農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 また、土地改良区域外であり、排水計画も整っており、周辺農地には影響はありません。 「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天中古車置場に転

議 長 中央地区部会長	用するものです。 転用者は申請地の隣接地で中古車販売業を営んでいますが、手狭になったため、敷地を拡張するため申請に至りました。 農地区分は第２種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。 以上、農地法第５条許可申請２件についていずれも問題ないと判断しました。 北区部会の報告は以上です。 ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。 中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の１１件は、去る７月２９日に審査を行いました。 まず、議案第１５号 農地法第４条許可申請についてです。 議案書１０ページをご覧ください。 「中１号」は、貸露天駐車場敷地として、「中２号」は、露天車場敷地として転用するものです。 農地区分はいずれも第３種農地です。 続きまして、議案第１６号 農地法第５条許可申請についてです。 １３ページから１４ページをご覧ください。 「中１号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。 農地区分は第１種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中２号」は、特定建築条件付売買予定地に、「中３号」は、個人住宅建築敷地に、「中４号」は、店舗併用住宅建築敷地に、「中５号」は、共同住宅建築敷地に転用するものです。 農地区分はいずれも第３種農地です。 「中６号」は、市発注の下水道災害発注工事に伴う露天資材置場敷地として一時転用するものです。 農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中７号」は、個人住宅敷地に転用するものです。農地区分は第
---------------------------	--

議 長	3種農地です。 「中1号」から「中7号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 続きまして、議案第17号 事業計画変更承認申請についてです。 18ページをご覧ください。 「中1号」は、市発注の下水道災害復旧工事の工期延長のため、「中2号」は、市発注の配水管、下水道管敷設工事の工期延長のため、一時転用の期間を延長するものです。 以上、農地法第4条許可申請2件、第5条許可申請7件、事業計画変更承認申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。 中央地区部会の報告は以上です。 ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。
秋葉区部会長	秋葉区部会長の笠原でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の2件を、29日に審査いたしました。 「議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」です。 議案書2ページをご覧ください。 「秋1号」は譲渡人の申し出により売買するものです。 「秋2号」は譲渡人の申し出により贈与するものです。 以上2件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。
議 長 南区部会長	ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。 南区部会長の伊勢亀でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は10件で、去る7月29日に審査を行いました。 まず、議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の3ページから5ページをご覧ください。

議 長 西区部会長	「南１号」と「南７号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を贈与により所有権を取得するものです。 次の「南２号」は、経営移譲年金を受給するため、交換で取得した農地に親子間で使用貸借権を設定するものです。 次の「南３号」と「南５号」は、個人経営を法人化することに伴い、法人に使用収益権を付与するため、賃借権を設定するものです。 次の「南４号」と「南６号」、「南８号」、「南９号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。 次に、議案第１６号 農地法第５条許可申請に関する処分決定です。 議案書の１５ページをご覧ください。 「南１号」は、農地を売買により所有権を移転し、墓地及び境内地敷地に転用するものです。 転用者は、隣地にて宗教法人を営んでいますが、河川改修工事で墓地などが収用されることから、その代替施設が必要となり申請しました。 申請地の農地区分は、第１種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 なお、５条許可申請１件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。 以上、農地法第３条許可申請９件、農地法第５条許可申請１件について、いずれも問題ないと判断しました。 南区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。 西区部会長の原田でございます。 ７月２９日に開催した西区部会での審査について、報告いたします。 議案書の６ページをご覧ください。 議案第１９号 農地法第３条許可申請に関する意見決定について、です。 「西１号」、「西２号」は、譲渡人の規模縮小および、譲受人の規模拡大のため、「西３号」、「西４号」は、譲渡人の離農のため、いずれも、売買により所有権を移転するものです。 次に、１６ページをご覧ください。
-------------------------	--

	議案第 16 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、です。 「西 1 号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地とするもので、農地区分は第 3 種農地です。 「西 2 号」は、売買により、露天駐車場拡張敷地とするものです。農地区分は農振農用地ですが、不許可の例外である「土地収用法第 26 条第 1 項の告示があった事業の用に供するための転用」に該当します。 西 1 号、西 2 号ともに、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております 次に、19 ページをご覧ください。 議案第 17 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、です。 「西 1 号」は、本市発注水道工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長するものです。 以上、農地法第 3 条許可申請、4 件、第 5 条許可申請、2 件、事業計画変更申請、1 件、合計 7 件は、いずれも問題ないと判断いたしました。 報告は以上です。
議 長	ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。
西蒲区部会長	西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の 11 件は、去る 7 月 29 日に審査を行いました。 議案第 19 号 農地法第 3 条許可申請についてです。 議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。 「蒲 1 号」は、譲受人の規模拡大のため、贈与により所有権を移転するものです。 「蒲 2 号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。 「蒲 3 号」及び、「蒲 5 号」から「蒲 7 号」までは、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 「蒲 4 号」は、農地の効率的な利用を図るため、所有権を交換

	するものです。 なお、交換する相手方の農地は、農地法第5条許可申請している農地です。 次に、議案第15号 農地法第4条許可申請についてです。 議案書11ページをご覧ください。 「蒲1号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。 農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 次に、議案第16号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書17ページをご覧ください。 「蒲1号」は、転用者が代表を務める会社の露天資材置場敷地として転用するものです。 農地区分は第3種農地です。 「蒲2号」は、使用貸借により、個人住宅建築敷地に転用するものです。 「蒲3号」は、先ほどの3条許可申請で交換するとしていた農地です。 農地の交換は祖父の名義で行い、そこを孫が使用貸借し住宅建築するものです。 農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 いずれも排水計画は整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、 農地法第3条許可申請7件、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件、について、いずれも問題ないと判断しました。 西蒲区部会の報告は、以上です。
議 長	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案書2ページ、追加議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。

議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。 次に、議案書１０ページ、議案第１５号 農地法第４条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、３，０００㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書１２ページ、議案第１６号 農地法第５条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、３，０００㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書１８ページ、議案第１７号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。 次に、別冊の議案第１８号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。
政振興係長	農政振興係の和田です。議案第１８号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明

	させていただきます。 それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。 表紙をめくっていただきまして、１ページ令和７年７月の利用権の設定等を促進する事業 地区別実績表をご覧ください。 新規の利用権設定について、中央地区２件、南区１０件、合計で件数１２件、面積４６，３１６㎡です。 次に、利用権の移転について、中央地区２件、南区３件、西蒲区２件、合計で件数７件、面積３５，８３３㎡です。 詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の４ページ以降のとおりとなります。 新規の利用権設定については、４ページから６ページのとおりです。 次に、利用権の移転については、７から９ページのとおりです。 いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。 市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から７月４日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。 従いまして、１０ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨を決定し、市に対して回答します。 促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。 県の公告は令和７年９月３０日からとなります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 別冊の議案第１８号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。 以上で議事として提案した案件について終了します。 その他として 委員の皆さんから何かありませんか。 (発言なし)
議 長	それでは、事務局から何かありませんか。 (発言なし)
議 長 終了時間 15 : 04	ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度7月定例総会を閉会いたします。

	議事録に相違ないことを認める。 議 長 署名委員 署名委員
--	---